

旅館業許可申請に係る必要書類等

1. 旅館業許可申請書（様式第1号）
 2. 施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
 3. 施設の構造設備の概要（別紙様式）
 4. 付近の見取り図
施設の周囲おおむね200mの区域がわかる図面
※おおむね100mの区域内に学校、保育所及び博物館がある場合は、その距離を明示すること。
 5. 消防法令適合通知書（消防署等）
消防機関が県知事（保健所長）あてに交付する通知の原本
消防設備の検査済証ではありません。
※海部消防組合消防本部 0884-72-0600 牟岐町
 6. 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証
施主あてに交付される「検査済証」の写し
※南部総合県民局県土整備局＜阿南＞企画担当 0884-24-4212
- （建築物に関する完了検査）

第7条 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。
7. 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書の原本
 8. 井戸水等を飲料水として使用する場合は、水質検査の結果（写し）
※飲用に適合すること
 9. 申請手数料¥22,000（徳島県収入証紙）

10. その他

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出

工事着工60日前に届出

※南部総合県民局保健福祉環境部＜阿南＞環境担当 0884-28-9858

(2) 飲食店営業の許可申請

宿泊者等に飲食の提供を行う場合は、飲食店営業の許可が必要です。

申請手数料¥18,000（徳島県収入証紙）

※南部総合県民局保健福祉環境部＜美波＞生活衛生担当 0884-74-7343

(3) 特定建築物の届出

延べ面積が3,000㎡以上の建築物の場合に使用することとなってから
1ヶ月以内に届出

※南部総合県民局保健福祉環境部＜美波＞生活衛生担当 0884-74-7343

(4) 公衆浴場の許可

宿泊者以外についても入浴できるようにする場合は、公衆浴場法の許可が必要
です。

申請手数料（公衆浴場許可） ¥22,000（徳島県収入証紙）

※南部総合県民局保健福祉環境部＜美波＞生活衛生担当 0884-74-7343

(5) 温泉利用許可

浴槽水に温泉水を利用する場合は、温泉利用許可が必要です。

公衆浴場の許可を取得している場合や旅館の入浴施設であっても温泉水を
利用する場合は利用許可が必要です。

申請手数料（温泉利用許可） ¥35,000（徳島県収入証紙）

※温泉利用許可についての問い合わせ先

保健福祉部薬務課血液・麻薬担当 088-621-2233

＜注意事項＞

既存の建物を使用する場合で、旅館業に係る面積が200㎡の場合は建物の
用途変更をしなければなりません。

（南部総合県民局県土整備局＜阿南＞企画担当 0884-24-4212）